

職場適応訓練費

1 概要

職場適応訓練費は、実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にさせる目的で実施するものであり、訓練修了後は、その訓練を行った事業所に雇用してもらうことを期待して実施するものです。訓練を行った事業主には職場適応訓練費が支給され、訓練生には雇用保険の失業給付が支給されます。

2 内容

(1) 主な支給の要件

- ① 職場適応訓練は、雇用保険の受給資格者等であって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行います。
 - イ 職場適応訓練を行う設備的余裕があること
 - ロ 指導員としての適当な従業員がいること
 - ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること
 - ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること
 - ホ 訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること
- ② 訓練期間は、6か月（中小企業及び重度の障害者に係る訓練は1年）です。
なお、短期の職場適応訓練については、2週間（重度の障害者に係る訓練は4週間）以内です。

(2) 支給額

- ① 訓練費として職場適応訓練生1人につき月額24,000円（重度の障害者は25,000円）が支給されます。
- ② 職場適応訓練生は、雇用保険の失業給付が支給されます。

3 問い合わせ先

詳しくは、最寄りのハローワーク又は秋田労働局職業安定部にお尋ねください。